

「江戸川区公共調達基本条例（公契約条例）改正の骨子（案）」の意見募集結果について

「江戸川区公共調達基本条例（公契約条例）改正の骨子（案）」に関する意見募集手続は、令和2年12月20日から令和3年1月7日までの期間に行いました。その際、112件（31名・5団体）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下のとおりです。

1 意見募集手続の概要

（1）意見募集期間

令和2年12月20日から令和3年1月7日までの間

（2）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和2年12月20日号の「広報えどがわ」に掲載
総務部用地経理課に閲覧用の印刷物を設置

（3）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 郵送、FAXまたは持ち込み

（4）提出先

江戸川区総務部用地経理課契約係

2 意見提出状況 112件（31名・5団体）

3 意見の内容と検討結果

条例全般に関すること 19件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
1	公契約条例については何年も前から制定されることを望んでいました。この条例が運用されれば、行政、業者、区民への好循環へとつながると確信しています。	1	公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金水準等を含めた適正な労働環境等を確保する手続を定めることにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、さらなる地域社会の健全な発展に向け取り組んでまいります。 ご意見を踏まえ条例改正を進めてまいります。
2	この条例改正に踏み出すことは中小建設業にたずさわる人々にとって意義あることであり、十分に現場の意見を反映させることを要望します。	1	
3	今回の公契約条例改正も大変歓迎するものであり、賃金や労働環境の保証等法的に支えられた環境で安心して仕事に従事したいと思っています。	2	
4	世界的潮流であるSDGsの17のうちの12番目を実践すべく江戸川区が一步前進した事を頼もしく思います。コロナ禍で仕事がなく、単価もおさえられている中、賃金条項が書き込まれれば我々にとって、とても良い事です。	1	
5	条例対象契約における賃金条項（労働報酬下限額の支払い義務）および元請事業者の連帯責任条項の設定、民法規整型という条例類型、労働報酬下限額の支払いの実効性を担保する各種の定めをはじめ、全体として実効性のある仕組みとなっており、望ましいものと考えます。	2	
6	労働者にはすごく良い制度だと思いますが、会社にも良い制度になる事を願っています。	5	
7	労働環境の確保という目的を見て、本当にありがたいと思いました。私は建設現場で働いています。公共工事に携わってはいませんが町場の下請けの労働環境は決して褒められるものではありません。区が積極的にこうした条例を打ち出していただくことで、私たちの現場でも広がればいいなと思います。	1	
8	お金に差がある現場を比べれば当然お金の高い現場の方が嬉しいしやる気も違います。公共工事の現場で報酬下限があり、それが設計単価となれば必ず仕事として返そうと思います。お金と仕事と公共施設がうまく回転すればいいと思います。また、事業者への公正で透明な請負契約を望みます。	1	

9	公契約条例ができた後も、組合側の意見もとりにいれたいながら運営していただきたいです。江戸川区の公契約条例が建設業の労働環境を大きく変えてくれると期待していますし、これが他の区にも広がることを期待します。	1	
10	建設現場では現場の状況によって上位企業から単価の引き下げを強要されることがあります。今回江戸川区では労働者の賃金の下限を定める条例が出来ると聞き働く者にとって心強い大きな決定だと思いました。このことが一般の仕事にまで広がることを切に願います。	1	
11	すべて読んでみましたが労働者を守ろうという姿勢に思え嬉しい限りです。この条例が浸透すれば私を含めた業界の仲間も気を抜いて仕事ができなくなりますし、今以上に責任をもって仕事に励みます。	1	
12	国や地方自治体の掲げる政策や理念を実現するための公契約条例だと思います。区民、区政、区の繁栄のため掲げた条例と考えるため、政策や理念の実現に協力と一躍を成すため、民間企業も締結後の遵守の義務を負うことになると思います。 公契約の中身に、労働者の最低賃金があります。まずは区の政策と理念の実現を果たすため、区内民間企業の育成と維持。その企業への指導とともに、一躍を担う労働者は不可欠です。労働者の労働条件が男女、地位、境遇、環境等で差別軽視されている中、公契約に掲げられた労働条件は、労働意欲と品質向上にもつながり、区の理念に値すると思います。公契約には、これら全てをもたらすと信じ、感謝いたします。建設においては、計画、施行と実現、維持取り壊しまで公契約が適用されるよう応援します。	1	
13	江戸川区で労働者の賃金下限を定める条例が出来るとは大変意義のあることだと思います。特に私が携わる建設業界では、ときに不当に安い単価を強要されることがあり、次の仕事を考えると受け入れざるを得ないのが現状です。この条例で少なくとも歩掛り単価だけは値引きを強要されることがなくなることを期待したいです。	1	

条例の趣旨に関すること 3件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
14	「雇用安定等」の文言の記載を	2	労働環境等の確保を通じた雇用の安定として基本理念に追加する予定です。
15	建設現場においても「LGBT」の方、外国人技能実習生を含めて多様な国籍、宗教観を持つ方々が増えています。基本的人権を大切に、「誰一人取り残さない」、そんな社会実現に本条例が結びつくように区民、労働者、業者、行政の皆様の奮闘を切に願います。	1	ご意見を参考に基本理念に追加する予定です。

「1 条例の目的」に関すること 3件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
16	「雇用安定等」の文言の記載を	2	労働環境等の確保を通じた雇用の安定として基本理念に追加する予定です。
17	<p>建設業においては、「休業・廃業」が倒産件数を上回っています。近年、建設業法、公共工事品質確保法、入札契約法などでは、技能者確保、技能伝承、事業承継を念頭にした法改正が行われています。条例の目的に「技能者育成と確保」につながることを明示されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内事業者の従業員の確保と定着促進を図ることを目的とされたい。 ・入札又は随意を問わず、かつ金額の多寡に関わらず契約全般を理念とし条例制定をすることを目的とされたい。 ・多文化共生の観点から外国人労働者の就労環境整備を明記されたい。 ・外国人労働者の就労環境整備を通じて、国際協力を江戸川区から発信する決意を明記されたい。 ・若者の建設分野への入職促進、女性の活躍や週休2日制などの働き方改善について明記されたい。 	1	<p>ご意見として承ります。</p> <p>適用対象者に外国人労働者も含まれますので、外国人労働者の就労環境整備に特化して明記することは現在のところ考えておりません。</p> <p>なお、基本理念において、国籍、性別などを含めた多様性への配慮を行うことを追加する予定です。</p>

「2 定義」に関すること 1件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
18	<p>現行条例では以下の用語が定義されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公共調達、二 公共調達過程、三 事業者 四 公共工事等、五 公共工事過程、六 建設事業者 <p>四、五、六、は建設工事に係る定義である。したがって、この3つは削除すべきだと考えます。条例の目的で付け加えた「適正な労働条件等」などを定義する必要があります。</p>	1	<p>本条例第四条、「公共工事等についての指針」に関わる用語ですので削除することは考えておりません。</p>

「3 基本理念」に関すること 7件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
19	<p>(7) 男女共同参画、障がい者雇用の促進など社会的要請の遵守 の追加</p> <p>(8) 適正な積算価格と最低制限価格制度の確保 の追加</p>	4	<p>ご意見を踏まえ検討してまいります。また、適正な積算価格の設定、最低制限価格制度の確保につきましては、ご意見として承ります。</p>
20	<p>基本理念に以下の項目を追加してください</p> <p>(7) 社会的要請の順守（社会保険の加入や男女雇用均等法、障害者雇用促進、労働契約法、子ども・若者育成推進法、環境への配慮など）</p> <p>(8) 適正な積算価格の設定（ダンピング防止のため）</p>	1	
21	<p>ダンピング防止や建設労働者の設計労務単価遵守の為、以下の項目の追加をご検討ください。</p> <p>(7) 適正な積算価格の設定</p>	1	
22	<p>(1) について、多文化共生を明示されたい。性的マイノリティを明示されたい。</p> <p>(2) について、最低賃金法でも賃金の安定化は公正な競争の確保に資するとされています。事業者間の公正な競争の促進を図るものであることを事業者に啓蒙されたい。</p> <p>(3) について、技能者確保、技能承継等を明記されたい。下請事業者を含めた地域貢献度を検討されたい。</p> <p>(4) について、下請事業者においても適正な雇用環境をうたわれたい。</p> <p>(5) について、工事評価点の開示、公契約条例の趣旨にそった工事評定点の創設を検討されたい。</p> <p>(6) について、公契約条例に違反業者の排除を盛り込まれたい。</p>	1	<p>多文化共生、性的マイノリティにつきましては、その趣旨を基本理念に反映する予定です。</p> <p>受注者等の責務として、下請事業者も含め法令等の遵守や適正な労働環境等の確保を規定しています。</p> <p>その他ご提案につきましては、ご意見として承ります。</p>

「4 適用範囲」に関すること 23件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
23	現在の為でなくこれからの江戸川区、そして区民のためにも是非とも公契約条例の制定、そして下限額を杉並区なみの2千万円ぐらいに制定を期待します。	1	適用範囲につきましては、制定区も参考に、事業者の事務負担を考慮しながら検討してまいりました。今回の改正では対象を広げることを考えておりませんが、実施状況を勘案し検討課題としてまいります。 また、対象の範囲としては、工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定を想定しています。
24	対象工事の下限額を1億8千万円から2千万円ぐらいに下げたい。	4	
25	物品購入についても入れてください (1)(2)の予定金額が高すぎます。2千万円、1千万円にしてください	1	
26	これまで制定された公契約条例では工事請負5千万円以上、業務委託1千万円以上が多く、あまり高いと適用範囲が狭まり公契約条例制定の意味がなくなるため、下記の修正。 (1) 予定価格が5千万円以上の請負契約 (2) 予定価格が1千万円以上の業務委託に関する契約	5	
27	・工事請負契約の適用範囲については、当面1億円以上とされたい。 ・業務委託契約の適用範囲については、当面3千万円以上とされたい。 ・民間活力を活かすPFI事業についても、公契約条例対象範囲とされたい。 ・学校建設に伴う仮校舎建設(賃貸借契約)についても公契約条例対象範囲とされたい。	1	
28	(1) 工事請負契約 1億円以上とすべきです。 (2) 業務委託契約 1千万円以上とすべきです。 (3) 指定管理協定 範囲の考え方を明確にすべきです。	1	
29	対象工事の下限額は1億2千万円ぐらいが工事だと思う。	1	
30	区民のための公契約条例宜しく願い致します。対象工事の下限額をもう少し下げてほしい。	2	
31	対象工事の下限額は他の区を参考に決めてください。	1	
32	工事請負契約、業務委託に関する契約、指定管理協定とも概ね妥当な範囲と考えます。可能であれば、適用対象契約の総額が区の全契約総額の過半となるよう、基準となる予定価格の引き下げについてご検討をお願いします。	2	

33	適用範囲について、設定額が割と高めに設定されていると感じます。多くの方がこの条例に関われるよう、契約の範囲を広げる検討を願います。	2	
34	まずは改正公契約条例のもと区発注の請負工事、業務委託、指定管理者から私たちの労働条件を確保していただくことによりやがては民間の事業にも波及していくのではないかと思います。ただ、改正骨子案を見てみると4-(1)で請負工事価格が1億8千万円から適用されることは、趣旨の中の「区が目指す誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現」に少し離れているように思われます。	1	
35	適用範囲の工事1億8千万円以上というのが、なぜこの金額なのか、この金額以上だと何件くらいの工事が該当するのかを知りたいです。	1	制定区の課題等も参考に、事業者の事務負担を考慮しながら検討してまいりました。年間17件程度を見込んでおります。

「5 適用される労働者等の範囲」に関すること 11件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
36	【適用される労働者等の範囲に該当しない者】 これは条例に規定するのはなじまないと思います。	1	ご意見のとおり、条例には規定せず、適用される労働者等の範囲に該当しない者につきましては、手引等で周知してまいります。
37	適用されない労働者の中のオの条件などは骨子案冒頭の趣旨の中の「区が目指す誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現」に少し離れているように思われます。	1	イの記載について、ボランティアは、一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動としており、自主性、社会性、無償性があげられるため労働者等として想定しておりません。なお、ボランティアであっても、その実態が労働基準法第9条に規定する労働者ということであれば、本条例の適用対象となります。 オの記載については、ご意見を踏まえ検討してまいります。
38	【適用される労働者等の範囲に該当しないもの】 オにおいて、「見習い又は未熟練労働者」を「事業者が労働者等との合意の下で」との条件をつけて「適用される労働者等の範囲に該当しない者」としていますが、実際には、「見習い又は未熟練労働者」は立場が弱いため、形式的に合意したとしても事実上は事業者の意思に従い、「適用される労働者等の範囲に該当しない者」となるケースが大多数となると考えられます。従いまして、労働者等との合意の有無にかかわらず、「見習い又は未熟練労働者」については適用される労働者等の範囲に該当する者とされますよう強く求めます。その上で「見習い又は未熟練労働者」については、審議会において適切な労働報酬下限額を設定することが必要です。	2	その他ご提案につきましては、ご意見として承ります。
39	適用される労働者等の範囲に該当しない者 イ. ボランティアは無償の場合のみ対象外とし、有償の場合は公契約を下回る低賃金労働者を生み出さないために対象とし、括弧書きのボランティアの前に「無償」と追加。 エ. オの削除。低賃金の未熟練労働者こそ公契約条例の対象になるべき。日本人であっても外国人労働者であっても未熟練労働者は適用対象にすべき。日本の最低賃金法は未熟練の16歳でも対象となる。年金受給者が高給とは限らないため。 キ. の削除。対象労働者が不明のため。	2	
40	適用される労働者等の範囲を以下のとおり修正してください 【適用される労働者等の範囲に該当しないもの】 ・イの()内を削除する。オの項を削除する。 イについて、有償ボランティアの報酬も適正に支払われるべき。	2	

	オについて、会社に採用されると多くは、一定期間、見習いまたは未熟練労働者に該当すると思われる。賃金下限等の規制がかからないようにその期間を長くしたり、あるいは、その期間が終了すると解雇するなど悪用される恐れがある。		
41	【適用される労働者等の範囲に該当しないもの】 イでボランティアを除いてください オを削除してください	1	
42	工事請負契約・業務委託による多重請負の末端まで含める必要がある為、以下の項目の修正・追加をご検討ください。 (3) 自らが提供する労務単価を得るため、受注者と請負契約により条例の対象契約に係る業務に従事するもの(いわゆる一人親方・フリーランス) 【適用される労働者等の範囲に該当しない者】 合意の下という判断基準の曖昧さ、都度雇用保険をかけ直したりする悪用防止のためオの項を削除	1	
43	・主任技術者と専門技術者についても雇用実態(賃金支給形態、支給額等)に即し労働者として取り扱いをされたい。	1	建設業法第26条の4第1項で主任技術者の職務として「建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督」が規定されていることから、受注者又は受注関係者と一体的に労働者等を指導監督する立場であると考えており、現在のところ公契約条例上の労働者として取り扱うことは想定していません。

「6 受注者等の責務」に関すること 5件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
44	以下の項目を追加してください (3) 労働者の継続雇用を努力すること。 あくまでも努力義務であるが、行政サービスの維持・向上と労働者の雇用を守るうえで重要な責務である。	1	ご意見として承ります。
45	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第24条の6の元請責任、下請業者等の不払い等に対する建設業法第41条1項、2項、3項の立法趣旨を徹底されたい。 下請業者が倒産等の状況になった際の労働者保護対策を念頭にした受注者等の責務を講じられたい。 下請業者の区内業者を積極的に活用されたい。条文または施行規則で明記されたい。 労働者福祉の観点から新規入場者教育(KY)書面に、建設業退職金共済手帳の所持確認欄を設けるように受注者に対し、義務化されたい。 受注者に対し工事完了報告時に、建設業退職金共済証紙の交付状況報告書の提出を求められたい。例：貼付先の手帳番号と交付枚数 受注者は、技能労働者確保に向けて区に対して様々な支援を行われたい。 例：小中学校の職場体験授業の協力や就職支援事業等 一次下請業者への経営、技術支援策を講じられたい。 例：建設技術者資格支援助成制度創設や下請業者への労働者雇用セミナー等の開催等 	1	<p>「受注者等の責務」にある「法令等を遵守する」は、建設業法を含むものと認識しています。</p> <p>工事に着手する際には、建設業退職金共済掛金収納書の提出及びその他の退職金等の補償について報告を求めています。</p> <p>区内業者の積極的な活用につきましては、ご意見を踏まえ検討してまいります。</p> <p>その他ご提案につきましては、ご意見として承ります。</p>
46	受注者が遵守すべき法令等を列挙すべきです。 ア 労働基準法、イ 労働組合法、ウ 労働安全衛生法、エ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、オ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律、カ 労働契約法 キ 健康保険法	2	「受注者等の責務」にある「法令等を遵守する」は、列挙いただいた法を含むものと認識しています。
47	SDGsの観点から移動にかかるコストやCO2削減など共生社会実現の為、基本理念である区民の福祉の観点から区民の賃金や仕事確保の為、災害時の迅速な復興・復旧の為、以下の追加をご検討ください。 (3) 区内在住労働者の積極的雇用を努力すること	1	ご意見として承ります。

「7 労働報酬下限額」に関すること 7件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
48	(1)に 工事請負契約については、国の公共工事設計労務単価表及び建築物保全業務労務単価表を基準とし、最低でもその0.9以上とすること、業務委託については、自治体労務職(現業職)18歳初任給を最低とし、それを上回ること、各職種に応じた賃金は生活保護基準を上回ること、また地域の現行水準を下回らないことを追加。	2	労働報酬下限額につきましては、公共工事設計労務単価等を勘案し、事業者、労働者の代表及び学識経験者で構成する労働報酬等審議会の意見を聴いた上で決定してまいります。
49	文中、「最低額を設定する」の前に「職種ごとに」の文を挿入してください。 国交省の技能職種は51職種となっており、それぞれに積算単価が定められている。	1	
50	業務委託は、単価1本ではなく、職種種別の労働報酬下限額が必要です。	1	
51	工事請負労働者である一人親方まで含めた賃金確保の為、以下の項目の修正・追加をご検討ください。 (1)「労働報酬下限額」として労働者に支払われる1時間あたり、又は1日あたりの報酬の最低額を職種ごとに公共工事設計労務単価を下回らない額とし設定することを定めます	1	
52	労働報酬下限額に使用する公共工事設計労務単価は新事業年度に合う最新公共工事設計労務単価表を用いるようにされたい	1	
53	<ul style="list-style-type: none"> すべての公契約現場で建設キャリアアップシステム(CCUS)の導入を図られたい。CCUSの活用を推進し、作業員の職種と経歴を蓄積し、公共工事設計労務単価表に明示される職種と作業員が申告する職種に食い違いが無いように徹底を図られたい。 建設分野における労働報酬下限額は、他自治体では公共工事設計労務単価を基準にしていると同様にされたい。その際、熟練者と未熟練者を分けることはせず、労働者を一律とされたい。(ただし、70歳以上の高齢者や障害者等はその適用について区分けをすることは必要と思われる。) 委託労働者については、他自治体を参考に職種別賃金下限額を設けられたい。 	1	<p>建設キャリアアップシステム(CCUS)につきましては、ご意見として承ります。</p> <p>労働報酬下限額につきましては、公共工事設計労務単価等を勘案し、事業者、労働者の代表及び学識経験者で構成する労働報酬等審議会の意見を聴いた上で決定してまいります。</p>

「8 受注者等が遵守すべき事項」に関すること 6件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
54	(5) 健康保険、年金保険など社会保険への加入 (6) 継続雇用による質の高い業務の継続確保 (7) 遵守すべき労働関係法令(具体的に示す) の追加	2	「受注者等の責務」の「法令等を遵守する」に含まれているものと考えています。 継続雇用につきましては、ご意見として承ります。
55	社会保険等の加入も加えてください	1	
56	・虚偽記載については罰則をもって対処されたい。 ・労働者台帳の提出にあたっては元請事業者のみならず、下請業者等の負担を考慮し簡易なものとするようにされたい。ただし支払額について第三者が確認できる状況にあること。	1	虚偽の報告があった場合は、適用される契約を解除できることを規定する予定です。 労働者台帳につきましては、ご意見にあるように、事業者の負担を考慮してまいります。
57	・労働者への周知は、周知する方法(掲示等)、周知する事項を明記すべきです。 ・提出する書面の種類等を明記するか、規則で定めることを明記すべきです。 ・継続雇用を規定すべきです。	1	周知方法・事項、提出書面につきましては、ご意見を踏まえ検討してまいります。 継続雇用につきましては、ご意見として承ります。
58	次の仕事も頼むので支払いを待ってほしい等の悪用防止のため、労働者等の申出をする際の判断に迷いが生じない為、以下の項目の修正・追加をご検討ください。 (2) 労働者に対する、労働報酬下限額以上の報酬の遅延なき支払い	1	ご意見を踏まえ検討してまいります。

「9 労働者等の申出」に関すること 2件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
59	申出を受けるだけでなく労働者を救済する制度も作ってください	1	ご意見として承ります。
60	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者に限定せず、その家族並びに労働組合の申出が出来るようにされたい。 ・外国人労働者の申告権を確保するために必要な通訳等の配置をされたい。 ・労働者等の申出については、インターネットなどを活用されたい。 	1	<p>インターネットの活用につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>その他ご提案につきましては、ご意見として承ります。</p>

「10 不利益な取扱いの禁止」に関すること 1件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
61	労働者の申出につき、下請負事業者等との契約解除など不利益な取扱いをしないことを明示されたい。	1	ご意見を踏まえ検討してまいります。

「11 報告等及び立入調査」に関すること 1件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
62	<ul style="list-style-type: none"> ・元請業者等に対する報告等の求めについては、期間の定め（概ね2週間の短期間）を設け求められたい。 ・労働組合の立入を検討されたい。 	1	<p>期間の定めにつきましては、実施状況を勘案し検討してまいります。</p> <p>受注者等への立ち入りは発注者である区が行うものであり、ご意見の趣旨には沿いかねます。</p>

「12 是正措置」に関すること 2件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
63	契約解除だけでなく違反程度に応じペナルティを科してください	1	契約解除となった場合、公表や指名停止措置、損害の状況により賠償の請求がなされることとなります。
64	差額分の支払いについては、速やかな支払が出来るように期間を定められたい。	1	期間の定めにつきましては、実施状況を勘案し検討してまいります。

「13 適用される契約の解除」に関すること 2件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
65	契約解除された受注者傘下の労働者を継続雇用など救済する制度を作ってください	1	ご意見として承ります。
66	元請事業者と下請負事業者間並びに下請負事業者と再下請負事業者間における不適切な契約、契約解除等が生じている場合についても契約解除できる旨を盛り込まれたい。	1	<p>本条例改正の趣旨は、労働者の賃金水準を含めた労働環境等を確保することであり、下請事業者等の利益保護を直接の目的とするものではないことから、ご意見の趣旨には沿いかねます。</p> <p>なお、受注者等の責務として、法令等を遵守するよう定めることとしており、当該法令には下請負法が含まれるものと認識しています。</p>

「14 公表」に関すること 1件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
67	インターネットでの公表をされたい。	1	ご意見を踏まえ検討してまいります。

「16 (仮称)江戸川区労働報酬等審議会の設置」に関すること 8件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
68	是非労働者代表も審議会のメンバーに加えて下さい。	1	審議会委員につきましては、事業者及び労働者の代表、学識経験者を想定しております。
69	「各2名とする」と記載を。	2	ご意見として承ります。
70	(1)「区長が...認める事項」だけでなく審議会が必要と認めた事項を独自に調査・審議できるようにしてください。委員は数名で、人選は公募を原則とし公明公正にしてください。	1	公共調達過程に関する重要事項につきましては、公共調達審査会が調査審議することとなっております。審議会委員の人選・運営等につきましては、今後、検討してまいります。
71	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会委員には、当団体の代表を委嘱されたい。 ・ 審議会では労働報酬下限額の審議に限定せず、幅広く区内建設産業振興の観点での議論もされたい。 ・ 審議会は年度内3回実施されたい。 例：第1回 = 7月頃...前年度持ち越し課題の議論、公契約条例適用現場の進捗・発注予定等の確認 第2回 = 9月頃...次年度の労働報酬下限額の提案と審議 第3回 = 12月頃...次年度の労働報酬下限額の確認、次年度持ち越し課題の整理 ・ 審議会の公開、非公開は審議会委員長に委ねるものの、条例が安定する数年間は委員の率直な意見交換ができるように格段の配慮をされたい ・ 審議会答申については、審議された事項についても付則意見として明示提出されたい 	1	
72	(1)の審議会の調査・審議事項については、労働報酬下限額とともに、公契約条例の運用等を含む重要事項を含めていただけますようお願いいたします。例えば「公契約に係る施策に関する重要事項」(渋谷区)「公契約における労働環境確保のための必要事項」(千代田区)「公契約に関する重要な事項」(杉並区)といった文言を追記していただけますようお願いいたします。	2	公共調達過程に関する重要事項につきましては、公共調達審査会が調査・審議することとなっております。
73	審議に係る透明性の観点から労働者の声を拾いやすい団体も含める為、以下の項目の修正・追加をご検討ください。 (2)事業者と労働者のそれぞれの代表者、学識経験者、区内労働団体で構成します。	1	審議会委員につきましては、事業者及び労働者の代表、学識経験者を想定しており、ご意見の趣旨には沿いかねます。

「17 条例施行規則への委任」に関する事 4件

	いただいたご意見	件数	区の考え方
74	公契約条例現場では、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を図り、労働者等のキャリア形成に資するようにされたい。	1	ご意見として承ります。
75	<p>以下内容について施行規則等にて定めるようご検討をお願いします。</p> <p>(1) 審議会において実質的な審議を行うため、開催回数は年間3回程度とすること。</p> <p>(2) 労働報酬下限額の設定基準については、新設の条例審議会にて審議の上決定することを前提としつつ、工事については農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（基準額）（「二省単価」）を、業務委託及び指定管理協定については公的労働基準の指標の一つとして特別区職員給与を用いること。</p> <p>(3) 事業者および区職員の事務負担が過大にならないチェックシート方式（新宿区、杉並区等）など、受注者等の労働報酬下限額以上の支払い実態の報告義務。</p> <p>(4) 労働者に対する公契約条例および対象事業の労働報酬下限額の周知</p> <p>(5) 受注事業者が、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。</p>	2	<p>審議会の運営につきましては、今後、検討してまいります。</p> <p>労働報酬下限額につきましては、公共工事設計労務単価等を勘案し、事業者、労働者の代表及び学識経験者で構成する労働報酬等審議会の意見を聴いた上で決定してまいります。</p> <p>労働報酬下限額以上の支払の確認方法につきましては、ご意見にあるように、事業者の負担を考慮してまいります。</p> <p>公契約対象案件及び労働報酬下限額の周知につきましては、ご意見を踏まえ検討してまいります。</p> <p>継続雇用につきましては、ご意見として承ります。</p>
76	施行規則も条例改正案と合せて議会に提出し審議すべきだと思います。	1	規則の制定は、議会の議決を必要としないため、施行規則について議会の審議は考えておりません。

	いただいたご意見	件数	区の考え方
77	<p>「区が遵守すべき事項」の追加 公契約は区と受注者との対等平等な関係において結ばれるもので、受注者だけが遵守する義務を負うことは一方的であることから</p> <p>(1) 適正な積算価格の作成 (2) 業務サービスの向上・質の確保 (3) 上記(2)を満たすための雇用継続と経営の安定</p>	2	<p>区が遵守すべき事項につきましては、区の責務として網羅的に規定していません。</p> <p>なお、雇用継続と経営の安定につきましては、ご意見として承ります。</p>
78	<p>インチキ業者テキハツ110番組織設立をお願いします。</p>	1	<p>ご意見として承ります。</p>
79	<p>(1) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定にあたっては、区職員に毎年継続して教育と周知徹底をされたい。 ・ 建設業退職金共済制度の一層の進展を図るために、区職員の説明会を実施されたい。あわせて講師には当団体に要請(費用無償)されたい。 ・ 建設キャリアアップシステム制度(CCUS)の進展を図るため、区職員の説明会を実施されたい。あわせて講師には当団体に要請(費用無償)されたい。 ・ 公契約条例の実行状況の確認のために、2年に一回は元請、下請業者、労働者とそれぞれの立場でアンケートを実施されたい。 ・ 事務監査において、公契約条例の実行状況について定期的に報告をされたい。 <p>・ 「労働者等に対する周知」について</p> <p>新規入場者教育を受ける際に、公契約条例適用現場であることを説明し、入場する作業員の職種を本人のサインによる確認を求められたい。</p> <p>ポスター掲示をはじめ、インターネット(QRコード等)を活用されたい。同時に広報にも掲載し区民の関心を高められたい。</p> <p>外国人労働者にも対応するように多言語対応を検討されたい。</p> <p>(2) 「区の責務」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約条例の適用範囲のみならず、適用範囲外の入札、小規模工事希望者登録制度のような随意契約についても条例制定趣旨に則った行政施策を推進することを明記されたい 	1	<p>(1) その他</p> <p>条例の趣旨・運用につきましては、区職員に周知徹底してまいります。</p> <p>建設業退職金共済制度につきましては、関係工事所管と情報を共有しながら対応しています。</p> <p>一定期間運用後には、検証作業を検討していきたいと考えています。</p> <p>公契約条例の実施状況につきましては、毎年の監査の対象であると認識しています。</p> <p>その他ご提案につきましては、ご意見として承ります。</p> <p>(2) 「区の責務」について</p> <p>ご提案につきましては、ご意見として承ります。なお、工事に着手する際には、建設業退職金共済掛金収納書の提出及びその他の退職金等の補償について報</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・下請業者の区内業者を積極的に活用するように、元請の努力義務として明記されたい。 併せて同様の趣旨を工事請負契約約款に新設、改定を図られたい。 ・労働者福祉の観点から建設業退職金共済制度を全労働者に徹底を図るように、建設業退職金共済証紙の受払簿の確認を図られたい。 ・受注者に対し建設業退職金共済貼付実績報告書の提出を求められたい。 ・工期設定にあたっては、夏の酷暑を考慮するようにされたい。 ・若者の建設分野への入職を促進されるように、建設の魅力発信や入職を求める区内事業者と連携し、就職面接会などを開催されたい。 ・偽装請負を防止し、法令遵守を元請事業者等に周知徹底を図られたい。 <p>(3) コロナ感染拡大防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染者が下請負労働者に発症した場合において、契約解除など不利益な対応がされないように受注者との約款条項に盛り込まれたい。 ・政府又は東京都のコロナ感染に対応する緊急事態宣言等が発せられ、現場休業等が生じた際には、下請負業者の労務費が担保されるように受発注者であらかじめ契約条項に盛り込まれたい。 ・現場内でコロナ感染者発生に伴い、工事一時中断等が生じた際に下請負業者の労務費が担保されるように費用負担等について受発注者間で契約条項に盛り込まれたい。 ・現場内で作業員がコロナにり患した場合又はコロナにり患を生じさせたと否定できない場合には積極的に労災申請がなされるように元請に指導並びに明文化されたい。 ・現場内の作業員詰所は複数設置し、リスク管理をされたい。 	<p>告を求めています。</p> <p>(3) コロナ感染拡大防止について</p> <p>ご提案につきましては、ご意見として承ります。コロナ感染拡大防止策につきましては、国・都の通知に準じ、工事所管課と連携しながら適切に対応しています。</p>
--	--

80	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例の特定公共事業は廃止すべきです。 ・ 社会的要請型総合評価一般競争入札は、改正条例において対象とした工事請負契約、業務委託契約をすべて対象とすべきです。 ・ 予定価格の適正算定について、条文を起こす必要があります。 	1	<p>特定公共事業は、地域社会への貢献、地域経済の活性化、品質保証等といった社会的要請を実現するため、区が行う重要な事業を指定して実施しており、これまで学校改築事業について、優れた実績と成果を収めているものと認識しています。</p> <p>予定価格の適正算定につきましては、ご意見として承ります。</p>
81	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請負業者が雇用する労働者に適切な支払いが出来るように、下請負契約（再下請契約を含む）の適正化について受注者への徹底を図られたい。さらに、下請負業者が適正な取引でないとした場合（建設業法第19条違反及び、消費税の減額要求や法定福利費相当額の減額要求）にも通報窓口を合わせて設置されたい。 ・ 元請と下請負、再下請負契約にあたっては標準見積書を活用し、その見積書を尊重することを明記されたい。 	1	<p>下請負、再下請負契約等に基づく労働者についても、労働報酬下限額以上の支払いが行われない事態が生じた場合は区又は受注者等に申出ができることを定める予定です。</p> <p>下請負契約の適正化につきましては、建設業法及び下請負法で規定されており、受注者等の責務として、法令等を遵守するよう定める予定です。</p> <p>下請負、再下請負契約の標準見積書の活用につきましては、ご意見として承ります。</p>